

胃がん検診のためのチェックリスト(検診実施機関用)の自己点検結果集計(集団検診機関)

	愛知県 健康づくり 振興事業団	岡崎市医師会 公衆衛生 センターはる さき健診セン ター	半田市医師会 健康管理 センター	名古屋公衆 医学研究所	あいち健康 クリニック	刈谷医師会 臨床検査 センター	名古屋 セントラル クリニック	JAあいち 健診センター	中京サテライト クリニック	聖隷予防 検診センター	愛知健康増 進財団	名古屋 ステーション クリニック	碧南市医師 会 臨床検査 センター	ライフ予防医 学センター	平林移動集 団検診所	すこやか 健診センター	西尾市医師 会 健康管理 センター	渥美病院	ナゴヤガー デンクリニック	オリエンタル 労働衛生協 会	合計(○)
1 受診者への説明 ① 下記の6項目を記載した資料を、検診機関に来場した対象者全員に個別に配布すること(ポスターや問診票など持ち帰れない資料や、口頭説明のみは不可とする) ② 資料は検査を受ける前に配布する※ ※ 市区町村等が対象者への受診勧奨時に資料を配布する場合もある。その場合は資料内容をあらかじめ確認し、下記の6項目が含まれている場合は、検診機関からの配布を省いてもよい																					
(1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを説明しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
(2) 精密検査の方法について説明しているか(胃部エックス線検査の精密検査としては胃内視鏡検査を行うこと、及び胃内視鏡検査の概要など。胃内視鏡検査の精密検査としては生検または胃内視鏡検査の再検査を行うこと、及び生検の概要など)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
(3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しているか※ ※ 精密検査結果は、個人の同意がなくても、市区町村や検診機関に対して提供できる (個人情報保護法の例外事項として認められている)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
(4) 検診の有効性(胃部エックス線検査及び胃内視鏡検査による胃がん検診は、死亡率減少効果があること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つけれらるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「要精密検査」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の不利益について説明しているか	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	17
(5) 検診間隔は2年に1回であり※、受診の継続が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しているか ※ ただし当分の間、胃部エックス線検査については、年1回受診しても差し支えない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	19
(6) 胃がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しているか	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	17
2 問診、胃部エックス線撮影、胃内視鏡検査の精度管理																					
(1) 検診項目は、問診に加え、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のいずれか※としているか ※ 受診者に、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のいずれかを選択させること	－	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	17
(2) 問診は現在の症状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
(3) 問診記録は少なくとも5年間は保存しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
(4) 胃部エックス線撮影の機器の種類を仕様書※で明らかにし、日本消化器がん検診学会の定める仕様基準注1を満たしているか ※ 仕様書とは委託元市区町村との契約時に提出する書類のこと(仕様書以外でも何らかの形で委託元市区町村に報告していればよい)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
(5) 胃部エックス線撮影の枚数は最低8枚とし、仕様書にも撮影枚数を明記しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
(6) 胃部エックス線撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式注1によるものとし、仕様書に体位及び方法を明記しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
(7) 胃部エックス線撮影において、造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に(180～220W/Λ%の高濃度バリウム、120～150mlとす)る保つとともに、副作用等の事故に注意しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
(8) 胃部エックス線撮影に携わる技師は、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を取得しているか※ ※ 撮影技師が不在で医師が撮影している場合は除く	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	16
(9) 自治体や医師会等から求められた場合、胃部エックス線撮影に携わる技師の全数と日本消化器がん検診学会認定技師数を報告しているか※ ※ 撮影技師が不在で、医師が撮影している場合は報告不要である	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
(10) 胃内視鏡検査の機器や検査医等の条件は、日本消化器がん検診学会による胃内視鏡検診マニュアル注2を参考にし、仕様書に明記しているか	－	○	○	－	○	－	○	○	－	－	○	○	○	－	○	○	○	○	×	○	13
3 胃部エックス線読影の精度管理																					
(1) 自治体や医師会等から求められた場合、読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医数もしくは総合認定医数を報告しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
(2) 読影は二重読影とし、原則として判定医の一人は日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医であるか	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	18
(3) 必要に応じて過去に撮影したエックス線写真と比較読影しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
(4) 胃部エックス線画像は少なくとも5年間は保存しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
(5) 胃部エックス線による検診結果は少なくとも5年間は保存しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
4 胃内視鏡画像の読影の精度管理																					
(1) 胃内視鏡画像の読影に当たっては、日本消化器がん検診学会による胃内視鏡検診マニュアル注2を参考に行っているか	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	○	－	○	○	○	8
(2) 胃内視鏡検診運営委員会(仮称)、もしくはそれに相当する組織が設置する読影委員会により、ダブルチェック※を行っているか ※ ダブルチェックとは、内視鏡検査医以外の読影委員会のメンバーが内視鏡画像のチェックを行うことである。ただし、専門医※※が複数勤務する医療機関で検診を行う場合には、施設内での相互チェックをダブルチェックの代替方法とすることができる注2 ※※ 専門医の条件(資格)は下記24参照	－	○	○	－	－	－	－	－	－	○	○	○	－	－	○	○	○	×	○	○	7
(3) 読影委員会のメンバーは、日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医、日本消化器内視鏡学会専門医のいずれかの資格を取得しているか	－	○	○	－	－	－	－	－	－	○	○	○	－	－	○	○	○	×	○	○	7
(4) 胃内視鏡画像は少なくとも5年間は保存しているか	－	○	○	－	－	－	－	－	－	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○	○	8
(5) 胃内視鏡検査による検診結果は少なくとも5年間は保存しているか	－	○	○	－	－	－	－	－	－	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○	○	8
5 システムとしての精度管理																					
(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内になされているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報※について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しているか ※ 「がん検診の結果及びそれに関わる情報」とは、地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
(3) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果※(内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果など)について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めているか ※ 精密検査(治療)結果は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	18
(4) 撮影や読影向上のための検討会や委員会※(自施設以外の胃がん専門家※※を交えた会)を設置しているか。もしくは、市区町村や医師会等が設置した検討会や委員会に参加しているか ※ 胃内視鏡では、胃内視鏡検診運営委員会(仮称)、もしくはそれに相当する組織を指す ※※ 当該検診機関に雇用されていない胃がん検診専門家	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×	15
(5) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握※しているか ※ 検診機関が単独で算出できない指標値については、自治体等と連携して把握すること。また自治体等が集計した指標値を後から把握することも可である	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
(6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況进行评估し、改善に向けた検討を行っているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	19
(7) 都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
満たしていない項目数	0	0	0	1	0	1	0	1	4	0	0	1	0	2	2	1	0	0	6	5	
評 価	A	A	A	B	A	B	A	B	B	A	A	B	A	B	B	B	A	A	B	B	

注1 胃部エックス線撮影法及び撮影機器の基準は、日本消化器がん検診学会発行「新・胃X線撮影法ガイドライン改訂版(2011)」を参照

注2 日本消化器がん検診学会発行「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル」(2017年度発効)を参照

評価(×の数により評価)
A: 0
B: 1～6
C: 7～12
D: 13～18
E: 19～24
F: 25～
Z: 回答なし